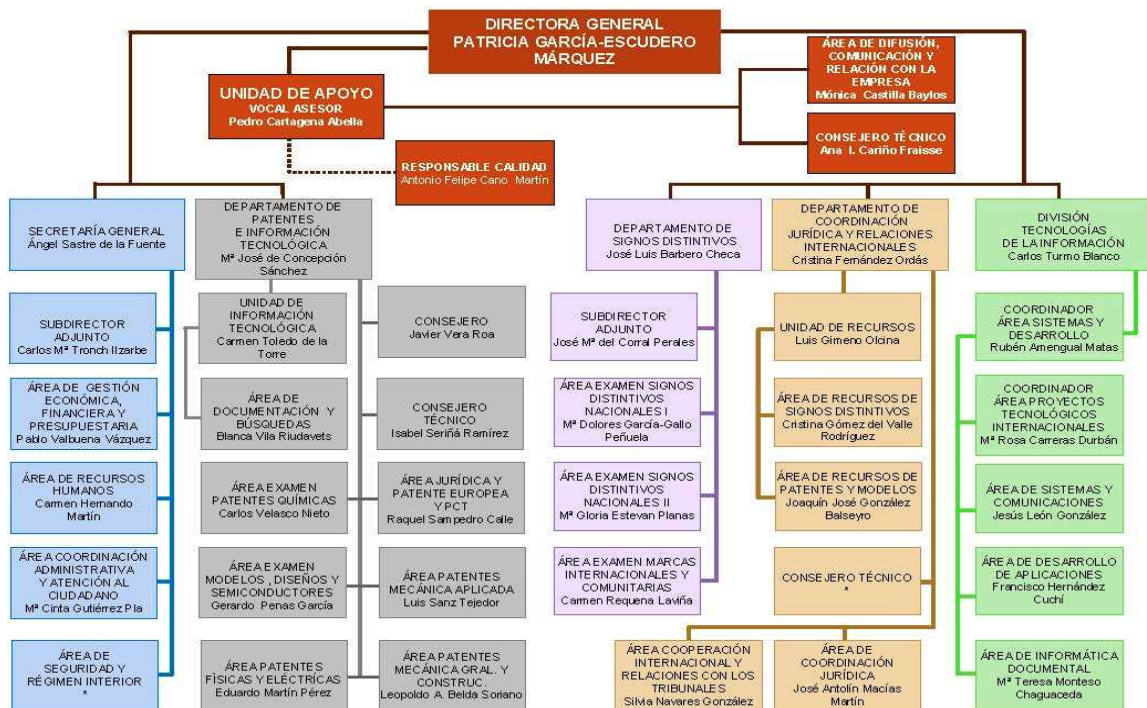


①国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)				
②名称	Spanish Patent and Trademark Office Ministry of Industry, Trade and Tourism (OEPM)				
③所在地	Paseo de la Castellana 75, 28046 Madrid				
④連絡先	(電話) (34)90 215 75 30		(FAX) (34)91 349 55 97		
	(E-mail) informacion@oepm.es		(internet) www.oepm.es		
⑤組織の長	Director: Sr. José Antonio Gil Celedonio				
⑥沿革	<p>(1) スペインにおける最初の工業所有権に関する法律は、1902年の工業所有権法(Ley de Propiedad Industrial de 16 de Mayo de 1902)である。</p> <p>(2) この1902年の法律は、1929年の工業所有権法(Estatuto de la Propiedad Industrial)の制定によって廃止された。この1929年の法律は、全ての工業所有権を取扱うものであり、商標、特許、実用新案、工業モデル及びデザイン(意匠)の章を包含している。</p> <p>(3) 1986年には、特許に関するスペイン特許法(法律11/1986)が1986年6月26日に発効し、制定された。このスペイン特許法は、特定の条項についてはその後、数回の修正を経て現在でも有効である。</p> <p>(4) 1988年には、商標、商号及び標識に関するスペイン商標法(法律32/1988)が制定された。このスペイン商標法は、その後、廃止された。その後、2001年にスペイン商標法(法律/2001)が制定された。このスペイン商標法は、現在でも有効であり、同法の条項は、商標に関するEC指令及びTLTの原則に適合している。</p> <p>(5) 2003年には、工業デザイン(意匠)の法的保護に関する7月7日付新スペイン意匠法(法律 20/2003)が制定された。このスペイン意匠法は、意匠に関するEC指令98/71/CEEにも適合しており、一部は2003年7月9日に施行されたが、2004年7月8日には完全に施行された。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、集積回路の回路配置の保護法				
⑩加盟条約	WIPO 1970/4/26	ベルヌ 1887/12/5	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1982/7/15
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1884/7/7	PLT	レコード保護 1974/8/24	ローマ 1991/11/14
	シンガポール 2009/5/18	TLT 1999/3/17	ワシントン	WCT(著作権) 2010/3/14	WPPT(演奏及びレコード) 2010/3/14
	ブタペスト 1981/3/19	ロンドンアクト 1956/3/2	ヘーグ ヘーグアクト	ジュネーブアクト 2003/12/23	リスボン
	マドリッド(標章) 1892/7/15	マドプロ 1995/12/1	PCT 1989/11/16	ロカルノ 1973/11/17	ニース 1961/4/8
	ストラスブール 1975/11/29	ウィーン	WTO 1995/1/1		

①国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,343	1,674	1,447	1,555
		(内 外国出願)	176	149	159	124
		(内 日本から)	12	19	7	3
		(内 PCTルート)	57	96	89	72
	実用新案	全数	2,465	2,731	2,757	3,448
		(内 外国出願)	152	160	153	146
	意匠	全数	1,961	1,799	1,672	1,565
		(内 外国出願)	122	130	97	92
		(内 日本から)	1	3	4	3
	商標	全数	55,078	55,374	53,711	53,968
		(内 外国出願)	4,427	4,540	4,595	4,202
		(内 日本から)	103	70	84	75
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	2,011	1,760	1,272	641
		(内 外国出願)	138	122	97	65
		(内 日本から)	11	13	9	4
		(内 PCTルート)	67	62	66	53
	実用新案	全数	2,171	2,208	2,455	2,391
		(内 外国出願)	131	146	143	117
	意匠	全数	1,934	1,700	1,648	1,519
		(内 外国出願)	118	84	106	82
		(内 日本から)		3	4	2
商標	全数	49,995	47,872	47,453	42,968	
	(内 外国出願)	4,572	4,442	4,704	4,176	
	(内 日本から)	126	72	101	78	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組織



(出典): SPTO HP

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2017年4月1日施行
	③地理的効力の範囲	スペイン領土内(バレアリック諸島、カナリア諸島、セウタ及びメリアを含む)
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及びその権原を有する承継人 (特許法第10条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体加盟国に居住しない出願人は、公認の弁理士を選任しなければならない。 (特許法第175条(2))
	⑦出願言語	スペイン語 (特許法第23条(3))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	特許付与の公告の日から効力を有し、出願日から20年 (特許法第58条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第6条(2))
	⑩グレースピリオド*	有。次の3つのケースが規定されている。(特許法第7条) (1)出願人又はその前任者に対する明確な濫用により発明が公表されたときは公表日から6月 (2)公の又は公認の国際博覧会における発明の展示日から6月 (3)出願人又はその前任者による試験又は実験のための開示日から6月
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 文学的又は芸術的作品、又はその他審美的創作物及び科学的成果 (3) 精神的な行い、ゲーム実行遊び、又は業務を行うため及びコンピュータ・プログラムを実施する計画、規則及び方法 (4) 情報の提供 (5) 人間のクローン化に関する方法 (6) 人間の生殖細胞系列遺伝的同一性組換えに関する方法 (7) 産業又は商業目的でのヒト胚の利用 (8) 動物の遺伝的同一性の組換えに関する方法であって、人間又は動物のための医療上獣医学上実質的な利益を伴わないで動物に苦痛を与えるもの及びかかる方法から生じ (9) 人体又は動物の体を手術又はセラピー及び臨床的な方法によって人体や動物の体に処置を施す方法。 (10) 公序良俗に反する発明。 (11) 植物品種 (12) 動物品種 (13) 遺伝子の連鎖又は遺伝子の部分的連鎖も含めて、異なる体質や異なる発育段階における人体並びにその要素の一つの単純な発見 (特許法第4条(2)、第5条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。SPTOIは、方式、発明の単一性及び特許性に関する審査終了後、技術水準に関する報告書を作成する。(特許法第35条、第36条)
	⑬審査請求制度の有無	有。技術水準に関する報告書の公開後3月以内に、出願人は審査請求をすることができる。(特許法第39条(2))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期処理の手数料を支払う必要がある。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、方式、発明の単一性及び特許性それ自体に関する審査が行われ、出願人が技術水準に関する報告書を請求したことを条件に、出願日又は優先日から18月経過後に公開され、公衆の閲覧に供される。(特許法第37条)
	⑯異議申立制度の有無	有。何人も、工業所有権公報における付与の公告から6月以内に当該付与に対して異議申立をすることができる。 (特許法第43条)
	⑰無効審判制度の有無	有。無効審判は、権利存続期間中及びその消滅後5年以内に提起することができる。 (特許法第103条)

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)																																																														
⑱実施義務	有。登録から3年、又は出願から4年のうち遅い方。 (特許法第90条)																																																														
⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="549 315 1525 450"> <tr> <td>出願料</td> <td>89.89 EUR</td> <td>76.41 EUR(電子出願)</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>13.31 EUR</td> <td></td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td>513.29 EUR</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td>27.16 EUR</td> <td></td> </tr> </table> <p>[実用新案権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="549 510 1525 741"> <tr> <td>年金</td> <td>3 年次</td> <td>21.33 EUR</td> <td>10 年次</td> <td>172.06 EUR</td> <td>17 年次</td> <td>450.87 EUR</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 年次</td> <td>26.63 EUR</td> <td>11 年次</td> <td>208.47 EUR</td> <td>18 年次</td> <td>499.40 EUR</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 年次</td> <td>50.93 EUR</td> <td>12 年次</td> <td>244.78 EUR</td> <td>19 年次</td> <td>547.83 EUR</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 年次</td> <td>75.18 EUR</td> <td>13 年次</td> <td>281.02 EUR</td> <td>20 年次</td> <td>596.34 EUR</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7 年次</td> <td>99.27 EUR</td> <td>14 年次</td> <td>317.59 EUR</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 年次</td> <td>123.6 EUR</td> <td>15 年次</td> <td>353.91 EUR</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9 年次</td> <td>147.8 EUR</td> <td>16 年次</td> <td>403.42 EUR</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		出願料	89.89 EUR	76.41 EUR(電子出願)	優先権主張料	13.31 EUR		審査請求料	513.29 EUR		登録料	27.16 EUR		年金	3 年次	21.33 EUR	10 年次	172.06 EUR	17 年次	450.87 EUR		4 年次	26.63 EUR	11 年次	208.47 EUR	18 年次	499.40 EUR		5 年次	50.93 EUR	12 年次	244.78 EUR	19 年次	547.83 EUR		6 年次	75.18 EUR	13 年次	281.02 EUR	20 年次	596.34 EUR		7 年次	99.27 EUR	14 年次	317.59 EUR				8 年次	123.6 EUR	15 年次	353.91 EUR				9 年次	147.8 EUR	16 年次	403.42 EUR		
出願料	89.89 EUR	76.41 EUR(電子出願)																																																													
優先権主張料	13.31 EUR																																																														
審査請求料	513.29 EUR																																																														
登録料	27.16 EUR																																																														
年金	3 年次	21.33 EUR	10 年次	172.06 EUR	17 年次	450.87 EUR																																																									
	4 年次	26.63 EUR	11 年次	208.47 EUR	18 年次	499.40 EUR																																																									
	5 年次	50.93 EUR	12 年次	244.78 EUR	19 年次	547.83 EUR																																																									
	6 年次	75.18 EUR	13 年次	281.02 EUR	20 年次	596.34 EUR																																																									
	7 年次	99.27 EUR	14 年次	317.59 EUR																																																											
	8 年次	123.6 EUR	15 年次	353.91 EUR																																																											
	9 年次	147.8 EUR	16 年次	403.42 EUR																																																											
⑳料金減免措置 の有無	<p>有。</p> <p>自然人又は中小企業出願手数料, 第 3 回目, 第 4 回目及び第 5 回目の年次納付並びに国内特許の場合は技術水準に関する報告の請求に係る手数料及び実体審査手数料の50%減額の申請ができる。 電子出願の場合は15%減額される。 (特許法第186条)</p>																																																														
㉑PCTにおける 国内料金減額 措置の有無	無。																																																														

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)	
実用新案 制度	②最新実用新案法の施行年月日	2015年7月24日改正 (注) 本件は従前の2003年法律第20号(施行日:2003年7月7日)により解析した。
	③地理的効力の範囲	スペイン領土内(バレアリック諸島、カナリア諸島、セウタ及びメリアを含む)
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者、承継人(自然人、法人)及びその他(財団、公的政府機関、大学及び考案者から考案に関する権利を承継している法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体加盟国に居住しない出願人は、公認の弁理士を選任しなければならない。 (特許法第159条(2))
	⑦出願言語	スペイン語 (特許法第21条(4))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (特許法第152条(2))
	⑨新規性の判断基準	国内公知、国内刊行物 (特許法第145条(1))
	⑩グレースピリオド*	有。次の3つのケースが規定されている。 (特許法第7条) (1)出願人又はその前任者に対する明確な濫用により発明が公表されたときは公表日から6月 (2)公の又は公認の国際博覧会における発明の展示日から6月 (3)出願人又はその前任者による試験又は実験のための開示日から6月
	⑪不登録対象	(1)プロセス及び植物品種 (2)植物品種に関する考案 (3)公序良俗に反する考案
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。方式要件を満たしているか、考案の単一性及び登録可能性について審査される。 (特許法第148条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は方式要件、考案の単一性及び登録可能性についての審査の後、公告(公開)され、公衆の閲覧に供される。 (特許法第148条(4))
	⑯異議申立制度の有無	有。出願の公開の日から2月以内、利害関係人は保護の付与に対して異議申立を行うことができる。(付与前) (特許法第149条(1))
	⑰無効審判制度の有無	有。 (特許法第153条)
	⑱実施義務	有。登録から3年、又は出願から4年のうち遅い方。 (特許法第154条、同第83条)

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)						
⑱費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用]	出願料	89.89 EUR	76.41 EUR(電子出願)			
		優先権主張料	13.31 EUR				
		登録料	27.16 EUR				
			[実用新案権の維持に掛かる費用]				
	年金	3 年次	21.33 EUR	6 年次	75.18 EUR	9 年次	147.79 EUR
		4 年次	26.63 EUR	7 年次	99.27 EUR	10 年次	172.06 EUR
		5 年次	50.93 EUR	8 年次	123.59 EUR		
⑳料金減免措置の有無	無。						
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。						

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2006年6月5日施行(2006年法律第19号) (注) 2006年に改正されているが、本解析事項と関係がない事項の改正のため、本件は従前の2003年法律第20号(施行日: 2003年7月9日)により解析した。
	③地理的効力の範囲	スペイン領土内(バレアリック諸島、カナリア諸島、セウタ及びメリアを含む)
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤出願人資格	発明者、承継人(自然人、法人)及びその他(財団、公的政府機関、大学及び発明者から発明に関する権利を承継している法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。欧州共同体加盟国に居住しない出願人は、公認の弁理士を選任しなければならない。 (意匠第20条1)~4)
	⑦出願言語	スペイン語 (特許法第21条(4))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。その後、5年ごとに4回更新できる。(最長25年) (意匠法第43条)
	⑨新規性判断の基準	要。出願人の宛先がスペイン領域外の出願人は、宛先となるスペインに居住の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第9条1~2)
	⑩「グレースピリオド」	有。次のケースが規定されている。期間は開示日から12月。 (1) 意匠の創作者又はその承継人が提供した情報又は履行した行為の結果として当該創作者、その継承人又は第三者による開示 (2) 出願人又はその前任者に対する明確な濫用の結果としての意匠の開示 (3) 出願日又は優先日に先立つ12月の期間中に、公衆の利用に供せられたことによる開示 (意匠法第10条、第21条(1))
	⑪不登録対象	(1) 技術的機能のみから形成される外観的特徴を有する意匠 (2) 意匠の定義を満たさない意匠 (3) 新規性、独自性を有しない意匠 (4) パリ条約第6条の3の要素又は同第6条の3の意図する以外の区別的標識、標章及び装飾、スペイン、スペイン自治体、市当局、州若しくはその他地方団体に関する紋章、旗及びその他の標章等の公益に属するものを許可なく使用する意匠 (5) スペインで保護されている商標又はその他区別的標識と合体している意匠で、その所有者がその保護を理由に登録意匠中の当該標識の使用を禁止しているもの (6) スペインにおいて知的財産権により保護された作品を、許可なく使用する意匠 (7) 公序良俗に反する意匠 (意匠法第11条~第13条)
	⑫実体審査の有無	無。 (意匠法第27条(1)、第31条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (意匠法第27条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (意匠法第27条(1))
	⑮部分意匠制度の有無	有。物品の一部が部分意匠として保護されるためには、それ自体で新規性と独自性を有することが必要である。 (意匠法第1条(2)(a))
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑱出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は方式審査のみにより新規性、独自性の審査なしに登録され、公報により公告(公開)される。 (意匠法第31条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願の公開を出願日から30日間だけ繰延べることができる。 (意匠法第32条(1))
	㉑異議申立制度の有無	有。公報による登録付与が公開された後、2月以内。 (付与後) (意匠法第33条)
	㉒無効審判制度の有無	有。 (意匠法第65条)

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)															
	②③登録表示義務	無。														
	②④費用 単位 EUR (ユーロ)	<table border="1"> <tr> <td>出願料</td> <td>85.61 EUR(10意匠まで)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>72.77 EUR(電子出願)</td> </tr> <tr> <td>優先権主張料</td> <td>7.64 EUR</td> </tr> <tr> <td>審査請求料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td>97.29 EUR</td> </tr> <tr> <td></td> <td>82.7 EUR(電子出願利用)</td> </tr> </table>	出願料	85.61 EUR(10意匠まで)		72.77 EUR(電子出願)	優先権主張料	7.64 EUR	審査請求料		登録料		存続期間更新料	97.29 EUR		82.7 EUR(電子出願利用)
出願料	85.61 EUR(10意匠まで)															
	72.77 EUR(電子出願)															
優先権主張料	7.64 EUR															
審査請求料																
登録料																
存続期間更新料	97.29 EUR															
	82.7 EUR(電子出願利用)															
	②⑤料金減免措置 の有無															



国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2019年1月14日施行
	③地理的効力の範囲	スペイン領土内(バレアリック諸島、カナリア諸島、セウタ及びメリアを含む)
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(EUIPO)
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、団体標章、証明商標 (商標法第4条)
	⑥商標の種類	標識、特に人名を含む語、図画、文字、数字、色彩、製品若しくはその包装の形状又は音響効果 (商標法第4条)
	⑦出願人資格	公共団体を含め、自然人又は法人 (商標法第3条)
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人の宛先がスペイン領域外の出願人は、宛先となるスペインに居住の代理人を選任しなければならない。 (商標規則第1条(1)(c))
	⑪出願言語	スペイン語 (商標法第11条(9))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	登録の付与の公告の日ら効力を有し、出願日から10年。その後、10年ごとに更新できる。 (商標法第31条)
	⑬グレースピリオド	有。公認の博覧会において標章を使用したサービス又は商品展览展示して開示したときは、開示日から6月。 (商標法第15条)
	⑭不登録対象	<p>(1) 製品又はサービスの種類、品質、数量、目的、価格、原産地、製品の入手若しくはサービスの提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用される可能性がある標識又は表示のみからなるもの</p> <p>(2) 通用語において又は取引上使用される誠実な慣行において常用されるようになった標識又は表示のみからなるもの</p> <p>(3) 製品の実際の内容により課せられた形状若しくはその他の特徴、技術的成果を得るために必要な製品の形状若しくはその他の特徴又は製品に実質的価値を与える形若しくはその他の特徴のみからなるもの</p> <p>(4) 本法又は公序良俗に反するもの</p> <p>(5) 製品又はサービスの内容、品質又は原産地であって公衆を誤認させる虞があるもの</p> <p>(6) 原産地名称及び地理的表示に保護を付与する国内若しくはEUの法令に基づいて又はEU若しくはスペイン国家が加盟している国際協定を理由に、登録から除外されるもの</p> <p>(7) 伝統的なぶどう酒用語に保護を付与するEUの法令又はEUが加盟している国際協定に基づいて、登録から除外されるもの</p> <p>(8) 伝統的特産品保証に保護を付与するEUの法令又はEUが加盟している国際協定に基づいて、登録から除外されるもの</p> <p>(9) 植物品種の保護を定めるEUの法令若しくは国内法又はEU若しくはスペインが加盟している国際協定に従い登録された先の植物品種の名称からなる又はそれらの本質的要素において複製するものであって、同一の又は密接に関連する種の新たな植物品種を指すもの</p> <p>(10) 適正な許諾が得られた場合を除き、スペイン、その自治州、その自治体、県又はその地方団体の盾、旗、勲章及びその他の記章を複製又は模倣したもの</p> <p>(11) 所轄官庁により許諾されておらず、かつパリ条約第6条の3によって拒絶されなければならないもの</p> <p>(12) 所轄官庁により登録が許諾されている場合を除き、パリ条約第6条の3に規定するもの以外の徽章、記章又は盾を含み、かつ公益性を有するもの</p> <p>(13) 同一の商品又はサービスを指定する先の商標と同一であるもの</p> <p>(14) 先の商標と同一又は類似であり、かつ標識が指定する商品又はサービスが同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険があるもの。</p> <p>(15) 商標を求める商品又はサービスと同一の活動を指定する先の商号と同一のもの</p> <p>(16) 先の商号と同一又は類似であり、かつ標識が指定する活動が商標を求める商品又はサービスと同一又は類似であるために、公衆の間に混同の危険があるもの。</p> <p>(17) 商標の出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像</p> <p>(18) 出願人以外の者を特定する名、姓、筆名又はその他の標識</p> <p>(19) 第6条及び第7条において想定するもの以外の著作権又は別の工業所有権により</p>

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)	
		保護された作品を複製、模倣又は改作した標識 (20)商標の登録出願日又は商標について主張された優先日前に、原産地名称又は地理的表示の出願がEUの法令又は国内法に従い既に提出されていること。 (21)代理人又は代表者の商標 (商標法第5条～第10条)
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無		有。先の商標と同一又は類似の標識は、出願がなされた製品又はサービスが先の商標登録された製品又はサービスと同一であるか否か又は類似するか否かに拘らず、先の商標がスペインにおいて又はEU商標である場合は欧州連合において周知であり、かつ、正当な理由なく実施された後の商標の使用により、先の商標の識別性若しくは名声が不当に利用され得るか又は当該使用が当該識別性若しくは名声を害し得る場合商標として登録することができない。 (商標法第8条)
⑰一出願多区分制度の有無	有	
⑱実体審査の有無及び審査事項		有。商標登録出願の登録の可能性、当該標章が不登録事由に該当しないか否か及び異議申立があればそれを含めての見通しについて審査が行われる。 (商標法第20条)

国名	Kingdom of Spain (ES) (スペイン)									
⑲ 審査請求制度の有無	無。									
⑳ 優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査は、特別な理由がある場合には手数料を支払って請求することができる。特別な理由としては、スペインの商標登録出願をベースにして優先権を主張して国際出願を行っている場合が該当する。									
㉑ 出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が方式要件を満たしているときは公報により公告(公開)される。(商標法第16条、同第18条)									
㉒ 異議申立制度の有無	有。公報による公告日から2月以内に、何人も異議申立を行うことができる。(商標法第19条、商標規則第17条)									
㉓ 無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、商標の無効は裁判所に提訴できる。(商標法第2条、同第51条、同第52条)									
㉔ 不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年の不使用は不使用取消の対象となる。(商標法第39条)									
㉕ 商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。									
㉖ 図形要素の分類	国際図形分類(ウィーン分類)を採用している。(ウィーン協定には未加盟)									
㉗ 譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。(商標法第47条)									
㉘ 費用 単位 EUR (ユーロ)	<table border="1" data-bbox="549 869 1251 1034"> <tr> <td data-bbox="549 869 772 900">出願料</td> <td data-bbox="772 869 1251 900">145.47 EUR(1分類につき)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 900 772 931"></td> <td data-bbox="772 900 1251 931">123.65 EUR(電子出願、1分類につき)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 963 772 994">存続期間更新料</td> <td data-bbox="772 963 1251 994">168.42 EUR(1分類につき)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 994 772 1025"></td> <td data-bbox="772 994 1251 1025">143.16 EUR(電子出願利用、1分類につき)</td> </tr> </table>		出願料	145.47 EUR(1分類につき)		123.65 EUR(電子出願、1分類につき)	存続期間更新料	168.42 EUR(1分類につき)		143.16 EUR(電子出願利用、1分類につき)
出願料	145.47 EUR(1分類につき)									
	123.65 EUR(電子出願、1分類につき)									
存続期間更新料	168.42 EUR(1分類につき)									
	143.16 EUR(電子出願利用、1分類につき)									
㉙ 料金減免措置の有無	有。商標登録出願が電子出願により行われる場合は、料金が15%減額される。(商標法追加規定8.)									